（船員法による療養補償との調整の申請）

第六十四条　被保険者又は被保険者であった者が法第六十六条の規定により当該被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額、法第六十一条第二項に規定する食事療養標準負担額、法第六十二条第二項に規定する生活療養標準負担額、法第六十三条第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額、法第六十四条第二項の規定により控除された額又は法第六十五条第四項の規定により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（この条において「一部負担金等」という。）の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～六　（略）

２　（略）

（移送費の支給の申請）

第六十七条　法第六十八条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～八　（略）

２～４　（略）

（継続療養給付の申請等）

第六十八条　法第五十三条第五項の規定により被保険者の資格喪失後の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、健康保険日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～七　（略）

２～７　（略）

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条　法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二～九　（略）

２～８　（略）

（法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出）

第七十一条　傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者等記号・番号又は個人番号

二　（略）

（船員法による療養補償との調整の申請）

第六十四条　被保険者又は被保険者であった者が法第六十六条の規定により当該被保険者又は被保険者であった者が支払った一部負担金の額、法第六十一条第二項に規定する食事療養標準負担額、法第六十二条第二項に規定する生活療養標準負担額、法第六十三条第二項の規定により算定した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額、法第六十四条第二項の規定により控除された額又は法第六十五条第四項の規定により算定した費用の額から訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（この条において「一部負担金等」という。）の支払を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～六　（略）

２　（略）

（移送費の支給の申請）

第六十七条　法第六十八条第一項の移送費の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～八　（略）

２～４　（略）

（継続療養給付の申請等）

第六十八条　法第五十三条第五項の規定により被保険者の資格喪失後の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けようとする者は、資格喪失後十日以内に、健康保険日雇特例被保険者手帳を添えて、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～七　（略）

２～７　（略）

（傷病手当金の支給の申請）

第六十九条　法第六十九条第一項の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二～九　（略）

２～８　（略）

（法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出）

第七十一条　傷病手当金の支給を受けるべき者は、法第七十条第二項から第四項までの規定に該当するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を協会に提出しなければならない。

一　被保険者証の記号及び番号又は個人番号

二　（略）